

平成28年7月28日
企画調整課公立大学法人担当

剰余金処分の承認について（案）

公立大学法人が各事業年度、剰余金が発生した場合は法の規定により、法人の中期計画で定めた使途に充当する「目的積立金」、又は損失補てんに充当する「積立金」として処分している。

「目的積立金」として処分するためには、市長があらかじめ評価委員会の意見を聴いた上で承認が必要となる。

1 経営努力の承認方針

地方独立行政法人会計基準及び注解において、剰余金が法人の経営努力により生じたものであると設置者が承認すれば、目的積立金に充当できると規定しており、本市の目的積立金充当を認める基準を下表のとおりとしている。（秋田県等も同様に措置している）

2 経営努力認定について（案）

別紙参照

平成27年度収支のうち、収入は受託研究、受託事業の受入れや文化庁からの補助事業の採択等により、約54,000千円増加した。

支出は、既存経費約37,000千円を削減したものの、補助事業等の収入増にあわせて事業を実施した結果、約78,000千円の支出増となった。

このため、支出増を控除した平成27年度利益剰余金13,087,855円は、自己収入増加および業務効率化による経費削減が要因と判断し、全額目的積立金としたい。

利益の内容 (地独法人会計基準から引用)	具体例	H27年度剰余金
①運営交付金以外の自主財源から生じた利益	受託研究等の自己収入増加	約54,000千円
②本来行うべき業務を効率的に行ったため、費用が減少したことによる利益	業務効率化による経費削減	約37,000千円
③その他法人において経営努力を立証した場合による利益		該当無

※最終的な剰余金は、支出増額分約78,000千円を控除した約13,000千円となる